

届出や申請には、**保険証**や**印鑑**が必要です。その他に、マイナンバー記載の住民票と身元確認のために以下の確認書類が必要です。

(手続きの方法によって、確認方法が異なります)



窓口で手続きする場合 **確認書類を提示**してください。

身元の確認書類

《一点確認》 官公署等から発行され**写真表示のあるもの**

個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード、学生証、社員証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 等

《二点確認》 官公署等から発行され**写真表示のないもの**

住民票、戸籍謄本、年金手帳、社員証、学生証 等

※有効期限内のもの、有効期限のない場合、発行された日から6ヶ月以内のもの。

身元の確認方法

- 組合員 ⇒ 組合員本人の身元確認
- 家族(組合加入) ⇒ 窓口に来た家族の身元確認
- 家族(組合未加入) ⇒ ① 窓口に来た家族の身元確認
② 委任状もしくは住民票(組合員との関係確認)
- 事務所の事務員 ⇒ ① 事務員の身元確認
② 委任状もしくは事務員が従業員であることの証明
※ 事務員が組合員の場合は保険証の確認のみで可
- 社労士 等 ⇒ ① 社労士等の身元確認
② 委任状(組合員との関係確認)
※ 社労士等で会社との契約で、事務の代行を行う場合には、社労士と会社との契約書の写しを提出し、その都度、委任状の写しの提出は不要。



郵送で手続きする場合 **確認書類のコピーを提出**してください。

- 組合員又は家族の身元確認 ※上記「身元確認書類」の写し。

マイナンバーを届出書等に記入する際は、正確に間違いがないよう記入してください。組合員のご家族のマイナンバーを記入した際は、記入した内容に間違いがないことを組合員が確認してください。

※上記の他にも必要な書類がある場合がありますので、事前に所属する支部又は出張所に確認してください。

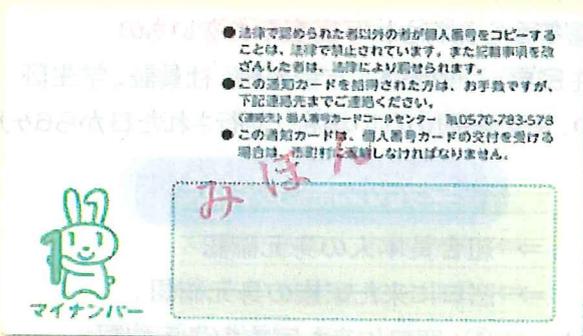
マイナンバーは、住民票の住所に郵送されています

マイナンバー通知カードの見本

おもて面



うら面



マイナンバーは、平成27年10月から市区町村より住民票の住所に郵送されている「通知カード」でお知らせされています。まだ「通知カード」が届いていない場合は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

なお、顔写真付きの身分証明書となる「個人番号カード」は、申請により平成28年1月から交付されます。個人番号カードの申請書は、通知カード送付時に同封されています。マイナンバー（社会保障・税番号）制度は、内閣官房が所管しています。

マイナンバーについて電話での問い合わせは
＜内閣官房ホームページ＞をご覧ください。

制度の詳細については、＜政府広報オンラインホームページ＞
でも確認できます。